（様式１表面）

令和６年(2024年)　　　月　　　日

（あて先）豊中市長

参　加　表　明　書

業務名：堆肥「とよっぴー」の製造及び資源循環啓発業務

　上記業務に係る公募型プロポーザル方式に参加しますので、企画提案書を添えて参加表明書を提出します。

　提案者　　所在地（住所）

商号又は名称

代表者職・氏名

（※本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。)

電話番号

【本申込の窓口となる担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地（住所） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号・FAX |  |
| E-mail |  |

【確認事項】 参加資格を満たしていることを確認したうえで、該当する項目にチェック（✓）を入れてください。

□地方自治法施行令(昭和22年政令政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

□市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を

受けていないこと。

□暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団を

いう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経

過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わってい

る法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人でないこと。

（様式１裏面）

□会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条

による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を

含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

□平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃

止前の和議法（大正11年法律第72号）第12第1項の規定による和議開始の申立てをし

ていない者であること。

□平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第

33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の

再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者

又は申立てをなされなかった者とみなす。

□会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続

開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以

下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172

号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て

を含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立

てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の

決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者について

は、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に

係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開

始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。